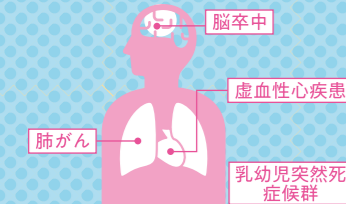


受動喫煙と法改正を知って、  
**じぶんのこと、みんなのこと**を  
 考えよう。



**Q1** 受動喫煙で、  
 どんな影響が  
 あるの?

**A1**  
 深刻な健康影響が  
 あるんだよ。データを  
 見てみよう。



国民の **8** 割以上は  
 非喫煙者



平成 30 年度国民健康・栄養調査

受動喫煙にさらされている人は  
 病気にかかりやすくなる

こんなに  
 影響が  
 あるのか!



● **高校生のみなさんは  
 特に受動喫煙に注意しましょう。**

● たばこを吸わない人は、たばこの煙に対する感  
 受性が高く、煙を吸うと少しの量でも大きな健  
 康影響を受けるとい研究もあります。

**Q2** 私たちにも関係あるの?



● **飲食店の屋内は原則禁煙。  
 学校・病院、みんなが行く  
 行政施設は敷地内禁煙\*に。**

● たくさんの利用者がいる施設、たとえば電車や飲食  
 店は原則屋内禁煙。喫煙を認める場合は、喫煙室の設  
 置が必要となり、違反した事業者には罰則が科せら  
 れることもあります。また 20 歳未満の人は、たとえ  
 喫煙を目的としない場合でも喫煙可能エリアへの立  
 ち入りはできません。アルバイトで働く場合も同様  
 です。このように、法改正により望まない受動喫煙の  
 対策が進みます。

※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができます。

(注)住んでいる自治体によっては、改正健康増進法以外にも、独自の条例によって、受動喫煙防止に関するルールが  
 定められている場合があります。くわしくは自治体へお問い合わせください。



● **飲食店  
 原則屋内禁煙!**  
 ※喫煙専用室のみ喫煙可



● **学校・病院  
 敷地内禁煙!**  
 ※屋外に喫煙場所設置可



● **オフィス・事業所  
 原則屋内禁煙!**  
 ※喫煙専用室のみ喫煙可

**Q3** 私たちが入れるお店、  
 どうやって見分けるの?

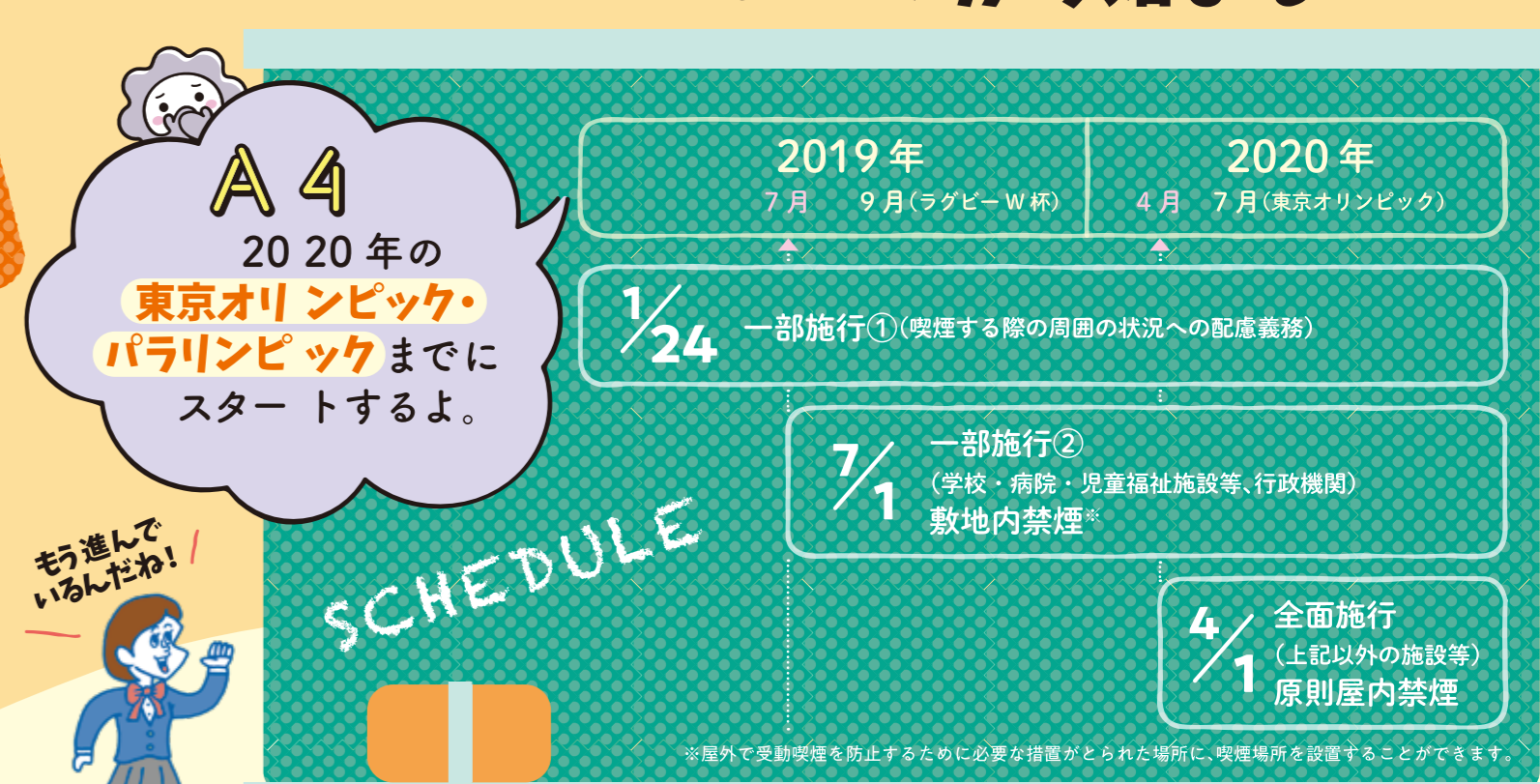


● **喫煙設備のあるお店は  
 標識でわかるようになります。**

● 原則禁煙とはいえ、所定の条件を満たせば喫煙室を設けることは可能です。しかしその場合も定められた標識を掲げることが義務付けられるので、外からでも簡単にわかります。もちろん学校や病院の屋内に喫煙室の設置は認められません。



**Q4** たばこの煙から守ってくれる  
 ルールは、いつから始まるの?



● **望まない  
 受動喫煙のない  
 社会になって  
 いくんだね!**

